

委員会の審査から

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任委員会等で審査を行います。ここでは、第1回定例会で議決された主な議案等の審査の概要をお知らせします。

企画総務委員会

「訴えの提起について」

【説明】田無駅の南口代替店舗イングにおいて賃料等の不払いと共用部分の不正使用を続ける賃借人と連帯保証人に、建物の明け渡し及び明け渡しまでの債権の支払いを求める訴えを提起するもの。

【結果】賛成全員で可決
「取立金請求事件に関する和解について」

【説明】平成21年第3回定例会で可決した訴えの提起について和解するもの。

訴えの提起で、市は、市民税の滞納者が融資を受けていた消費者金融会社2社を相手に、不当利得(過払い金)返還請求権の取り立てと訴訟費用の被告負担を主張し、その後、被告の主張により、被告と市で和解条件の話し合いを行った。

不当利得返還請求権の内容及び範囲については市の主張が全面的に認められ、訴訟費用の負担については、市が譲歩し、各自の負担とする。



イングビル(南町5丁目)

文教厚生委員会

「国民健康保険条例の一部を改正する条例」

【説明】国民健康保険料の料率及び賦課限度額を改定するもの。

保険料の医療分に当たる基礎賦課額の所得割は「100分の4・50」を「100分の4・50」に、資産割は「100分の15」を「100分の10」に、被保険者均等割「1万4千700円」を「1万7千200円」に、世帯別平等割は通常の世帯「9千300円」を「1万1千800円」に、特定世帯「4千650円」を「5千900円」に、基礎賦課額の賦課限度額を「44万円」から「47万円」に改正する。また、所得が低い被保険者のための負担軽減措置も、改正後の保険料率に応じ、6割軽減、4割軽減の額を改定する。

【主な質疑等】
問 国が軽減割合を7割5割2割に改定すると聞いている。通達はどうなっているのか。また、政令が出たときの取り扱いはいか。

答 3月26日に閣議決定交付後、31日に政令が公布される。政令公布後に軽減割合の条例改正をし、賦課期日を4月1日にさかのぼって適用したいと考えている。

問 7割・5割・2割軽減を適用した場合、平成22年度の市の影響は。

答 保険料自体が引き下がる影響がある。一般会計からの繰出金は6千764万2千円ほど増額となる。その3/4は都の補助で、市の影響は1/4。そのほかに国・都の補助金にも影響が出る。

問 均等割と平等割の引き上げについて軽減適用ぎりぎりの方の負担が増えるのではないかと。

答 市の応益割は現在15%。国の標準である応益割50%・応能割50%の目標に近づけるには、均等割・平等割を引き上げることになるが、各所得階層で所得の低い方の改定率が高くなる。所得の低い方に配慮して所得割を引き上げ、均等割・平等割を少し引き下げる形で検討した。

問 リストラ世帯の方の負担軽減措置は。

答 所得割は前年度所得を用いるが、リストラを受けた方、非自発的失業者の方は給与所得を30/100として取り扱う政令が示される予定。こちらも政令公布後に条例改正をする。

【結果】賛成少数で否決
「市立児童館条例の一部を改正する条例」

【説明】児童館日曜開館事業と夜間開館事業を本格実施するため、児童館の休館日及び開館時間の改正をするほか、ひばりが丘児童館及び下保谷児童館の改築に伴う名称及び位置を変更するとともに、保谷柳沢児童館東伏見分室を廃止するもの。

【主な質疑等】
問 ひばりが丘・下保谷両児童館は、中高生の居場所づくりの機能を重視した特化型児童館ということで、運営委託先の選定の進め方、運営の規則をつくる際の考え方を伺う。

答 委託業者はプロポーザル方式で選定する。開館時間等は市で縛りがあり、最大幅で午前9時15分から午後9時まで。あとは事業に特色があり、魅力的な運営をしてくれる事業者を選定したい。規則は市がつくり、細かなルールは利用者として事業者、市で確認し合っていくつもり。

【結果】賛成全員で可決
「福祉会館条例の一部を改正する条例」

【説明】建て替え後の下保谷福祉会館に、地域社会の利用に供する施設を設けて使用時間を定めるもの。

【主な質疑等】
問 利用時間が、下保谷福祉会館は午後9時まで、ひばりが丘福祉会館は午後10時までとなっている。この1時間の差はどういうことか。また、管理運営についてどのように考えているのか。

答 地域利用に供する施設としての時間である。下保谷福祉会館は下保谷児童館と合築になっている。下保谷児童館が青少年施設ということで、午後9時までの利用となる。

【結果】賛成全員で可決
「建設環境委員会」

「消防団条例の一部を改正する条例」

【説明】消防団員の任用の資格を、西東京市内の居住者だけでなく、市内在勤者についても認めることに改めるもの。

【主な質疑等】
問 在勤者まで含めるとどれくらいの団員が確保できるのか。また、OBの活用についてはどのような議論があったのか。

答 団員数が24人と決まっております。現在22人の欠員がある。在勤者を認めると欠員分程度は確保できる状況である。OBの活用については、条例等で厳しく縛りをつけるのではなく、より協力を得やすい体制をつくるべき、登録制をもって協力をしていたら、OBであると思われるような手法をとるべき、などという意見があった。

【結果】賛成全員で可決
「中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例」

【説明】昨年11月から実施している中小企業特別対策運転資金の申し込み期間を1年間延長し、平成23年3月31日までとするもの。

【主な質疑等】
問 提出書類をもっと簡素化できないか。

答 事業者の方は手間がかかる状況があるとは聞いていますが、金融機関としても、それなりの資金融資をする上で、事業内容を確認する必要があります。

【結果】賛成全員で可決
「廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例」

【説明】市民アンケートや廃棄物減量等推進審議会の答申を踏まえて使用料等審議会に諮問を行い、プラスチック製容器包装の処理手数料を改定するもの。

【説明】市民アンケートや廃棄物減量等推進審議会の答申を踏まえて使用料等審議会に諮問を行い、プラスチック製容器包装の処理手数料を改定するもの。

一般廃棄物処理手数料のうち、プラスチック製容器包装の処理手数料を現行の1枚当たり2円から1円にし、指定収集袋1枚当たりの額を小袋10円、中袋20円、大袋40円と改定する。また、あわせて、指定収集袋を現行の半透明から透明とする。可燃ごみ・不燃ごみの指定収集袋の額等は現行のまま。平成22年10月1日以降の収集分から新手数料を適用する。



家庭ごみの収集

特に、集合住宅にはまだ分別が不十分なところがあるため、個別に回って丁寧な説明し、理解いただくと、柳泉園組合の負担金が、20年度と21年度を比較すると減額されているのは、ごみ減量による効果か。

問 負担金は、組合構成市の3市のごみの量に占める西東京市の割合による。西東京市のごみ量が減っても、他市のごみ量が減れば搬入割合が変わらず、負担金も変わらない。ごみの量が直ちに市の負担金に跳ね返るということではないか。

答 負担金のうち、ごみの量に応じた負担割合は49.9%から45.4%になった。負担金のうちごみ処理経費分は1億8千万円の減額になっているが、柳泉園のごみ処理分の経費が全体で約2億円減っており、単純に西東京市のごみ減量効果だけによるものではない。

【結果】賛成多数で可決
「プラスチック製容器包装の処理手数料を議案からさらに1/2(現行の1/4)に減額し、収集袋1枚当たりの額を小袋5円、中袋10円、大袋20円にする」とともに、プラスチック製容器包装以外のもの(可燃ごみ・不燃ごみ)の手数料も現行の3/4に減額して、収集袋1枚当たりの額を、ミニ袋7.5円、小袋15円、中袋30円、大袋60円に修正し、賛成全員で可決。

【主な質疑等】
問 西東京市が有料化した後に、多摩市と三鷹市も有料化をしている。また、町田市は昨年8月から料金の引き下げをしている。各市の担当課長会等で状況は共有されているのか。

答 統計等の数字で他市の状況を把握している。

問 プラスチック製容器包装類をきれいな状態で出してもらうために、新手数料適用まで半年の周知期間にて行政として努力すること。具体的に検討しているか。

答 販売店や市民に対する周知用のチラシやポスターを作成、配布を行いたい。